

別表 2

区 分		項 目	額
乳児用調製乳	乳児用調製粉乳	熱量、水分、たんぱく質、脂質、炭水化物、 灰分、ナイアシン、パントテン酸、ビオチン、 ビタミンA、ビタミンB1、ビタミンB2、 ビタミンB6、ビタミンB12、ビタミンC、 ビタミンD、ビタミンE、葉酸、イノシトール、 亜鉛、塩素、カリウム、カルシウム、鉄、銅、セレン、 ナトリウム、マグネシウム、リン、 α -リノレン酸、リノール酸、 カルシウム／リン比率、 リノール酸／ α -リノレン酸比率	七十八万五千円
	乳児用調整液状乳		
妊産婦、授乳婦用粉乳		熱量、水分、たんぱく質、脂質、炭水化物、 灰分、ナイアシン、 ビタミンA、ビタミンB1、 ビタミンB2、ビタミンD、カルシウム	三十八万八千円
許可基準型 病者用食品	低たんぱく質食品	熱量、水分、たんぱく質、脂質、 炭水化物、灰分、ナトリウム、 カリウム	十六万四千円
	アレルギー除去食品	熱量、水分、たんぱく質、脂質、 炭水化物、灰分、ナトリウム、 除去したアレルギー	十六万千円
	無乳糖食品	熱量、水分、たんぱく質、脂質、 炭水化物、灰分、ナトリウム、 乳糖又はガラクトース	十五万三千円
	総合栄養食品	熱量、水分、たんぱく質、脂質、糖質、食物繊維、灰 分、 ナトリウム、食塩相当量、 ナイアシン、パントテン酸、 ビタミンA、ビタミンB1、 ビタミンB2、ビタミンB6、ビタミンB12、ビタミ ンC、ビタミンD、ビタミンE、ビタミンK、葉酸、 塩素、 カリウム、カルシウム、鉄、 マグネシウム、リン	七十五万二千元
	糖尿病用組合せ食 品	熱量、水分、たんぱく質、脂質、炭水化物、灰分、ナ トリウム、食塩相当量	十二万四千元
	腎臓病用組合せ食 品	熱量、水分、たんぱく質、脂質、炭水化物、灰分、ナ トリウム、食塩相当量、カリウム、リン	十八万円

別表 2

個別評価型病者用食品		食事療法を実施するにあたり、疾病の治療等に関する食品成分	十七万二千元
えん下困難者用食品	えん下困難者用食品	硬さ、付着性、凝集性	四万八千元
	とろみ調整用食品	粘度、溶解性・分散性、経時的安定性、唾液抵抗性、温度安定性	八万五千元
特定保健用食品 （健康増進法に規定する特別用途表示の許可等に関する内閣府令（平成二十一年内閣府令第五十七号）第二条第一項第五号に規定するものをいう。）		特定の保健の目的に資する栄養成分（右欄において「関与成分」という。）	関与成分が食物繊維であるもの又は関与成分の試験につき培養試験を要するもの 二十六万五千元
			上記以外 十六万六千元